

令和 7 年度 就学援助について（お知らせ）

府中町では、府中町立の小・中学校に就学される児童・生徒の皆さんが安心して学校生活を送れるよう、学用品費や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。就学援助を希望される方は、「令和 7 年度就学援助費申請書」に必要事項を記入し、申請理由にあてはまる証明書類を添えて、学校又は府中町教育委員会事務局学校教育課へ提出してください。

※令和 6 年度に就学援助を受けている方も、あらためて申請書を提出してください。

1 就学援助の対象となる方

府中町立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかにあてはまる方

区分	申 請 理 由	申請理由を証明する書類（コピー可）
1	生活保護を受けている	被保護者証明書
2	生活保護が停止又は廃止になった（令和 6 年 4 月以降）	保護停止・廃止決定通知書
3	児童扶養手当を受けている （児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません）	児童扶養手当証書
4	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書
5	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証
6	経済的に就学困難である （次頁の所得の目安額を参考にしてください） （確定申告未申告の場合は申告が必要です）	令和 6 年 1 月 1 日から現在まで府中町に住民票がある方は、証明書類は必要ありません。
		令和 6 年 1 月 1 日に府中町に住民票がない方は、住民票のあった市区町村で発行された令和 6 年度所得証明書（市区町村民税課税台帳記載事項証明書）または市区町村民税納税通知書
		令和 7 年 1 月 1 日に府中町に住民票がない方は、住民票のあった市区町村で発行された令和 7 年度所得証明書（市区町村民税課税台帳記載事項証明書）または市区町村民税納税通知書
7	特別の事情がある （生計中心者の急死、災害等があった場合） （失業、事業縮小等があり、前年と比較して 3 割以上収入が減少した場合）	事情が説明できる書類（府中町教育委員会事務局学校教育課へご相談ください）

2 申請区分6「経済的に就学困難である」の所得審査について

区分6の「経済的に就学困難である」場合の所得の目安額は下表のとおりです。ただし、令和6年度における目安額であり、世帯員の年齢等により増減します。個別に試算してお答えすることはできませんので、該当するかわからない場合は申請書を提出してください。

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
年間総所得額 (年間総収入)	約200万 (約310万円)	約260万円 (約390万円)	約320万円 (約460万円)	約370万円 (約530万円)	約450万円 (約630万円)	約510万円 (約700万円)

- ※ 年間総所得額とは、
- ・給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
 - ・事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
 - ・世帯の中で2人以上所得がある場合は、合算した額です。
 - ・事業所得等でマイナス所得がある場合は、その所得については0とみなします。

所得による審査は年2回行います。ただし、2回目の審査については、審査結果が変更となる場合のみの通知とし、認定又は不認定が継続する場合は改めて通知いたしません。

- 4～6月分就学援助費…令和5年1月から令和5年12月までの所得に基づく審査
7～3月分就学援助費…令和6年1月から令和6年12月までの所得に基づく審査

3 就学援助の内容（今後変更する場合があります。）

区 分		学用品費等	新 入 学 学用品費等	学校給食費	修学旅行費	野外活動費 (宿泊を伴う)	学校病医療費
小 学 校	1 年	13,230円	57,060円 (支給済の者を除く)	実費… 保護者負担額	実費… 事業終了後、学校が決定した1人あたりの経費	実費… 事業終了後、学校が決定した1人あたりの経費	実費… ・要保護者(生活保護を受けている方)は医療費の全額 ・準要保護(生活保護を受けている方以外)は医療費の3割
	2～5年	15,500円	—				
	6 年	15,500円	63,000円				
中 学 校	1 年	25,040円	63,000円 (支給済の者を除く)				
	2・3年	27,310円	—				

- (1) 府中町に住所を有する方…すべての支給費目が対象となります。
ただし、生活保護を受けている方は修学旅行費と学校病医療費のみ対象となります。
- (2) 他の市区町村に住所を有する方…学校給食費と学校病医療費のみ対象となります。ただし、生活保護を受けている方は学校病医療費のみ対象となります。
学用品費等については、住所のある市区町村の教育委員会で手続きをしてください。

※学用品費等は、認定を受けている期間により月割計算します。また、修学旅行費、野外活動費は、実施日時点で認定を受けていない場合は支給の対象となりません。

※新入学学用品費等は、4月までに認定された新1年生に限り支給します。令和7年度新入学学用品費の入学前支給を受けられた方は再度の支給はありません。

4 医療券の交付について

学校病医療費の支給対象となる病気は、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病です。（アレルギー性は含まれません。）

受診の際には医療券が必要です。学校の健康診断等で学校病が発見された場合、「医療券」を発行しますので、学校の養護教諭に医療券を申請してください。保険証と医療券を持参のうえ、医療機関で治療を受けてください。

医療券の交付を受けずに受診された場合、子ども医療費受給者証を使用された場合は自己負担分を返金できませんのでご注意ください。

なお、医療券の有効期限は、上期「4月～6月」、下期「7月～3月」です。

5 申込期日

4月分の支給（新入学学用品費・4月分学校給食費等）を受けるためには令和7年4月30日（水）までに必ず申請書を提出してください。それ以降も随時、申請を受け付けますが、支給対象となるのは、申請のあった月以降のみです。

新小学1年生、新中学1年生の児童・生徒の保護者で、新入学学用品費等を入学前（令和7年2月予定）に受給することを希望する場合は、令和6年12月20日（金）までに申請書を提出してください。

6 申請上の注意事項

① 年度途中で町外に転出したり、申請理由に該当しなくなったりした場合は認定を取り消します。また、その場合は、援助費の一部又は全部を返納していただく場合があります。

② 認定を受けた後に、提出された書類の内容に変更があった場合には、速やかに府中町教育委員会事務局学校教育課に申し出てください。

（例）保護者変更、結婚、転居、祖父母と同居など

7 認定の審査結果

審査結果については、府中町教育委員会から申請者に通知します。なお、新入学学用品費の入学前支給以外に関する審査の結果については、令和7年4月1日までお答えできませんので、予めご了承ください。

8 就学援助費の支給方法について

学用品費等、新入学学用品費等、修学旅行費、野外活動費…申請書に記入された口座に振り込みます

学校給食費…学校給食費の口座振替がなくなります

学校病医療費…医療機関等へ対象となる金額を振り込みます

学校諸費、修学旅行費、野外活動費は一旦、お支払いいただく必要があります。お支払いが難しい場合は、必ず学校へご相談ください。

学校給食費は、認定の時期により一旦、口座振替される場合があります。その場合は、就学援助の対象となる金額を後日支給します。

お尋ねになりたいことがありましたら、教育委員会事務局学校教育課（電話 286-3271）へご相談ください。

令和7年度 就学援助費申請書（兼世帯票）（新規・継続・変更）

（あて先）府中町教育委員会教育長

次の理由により就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入のう

※太枠の中をボールペンで記入してください。（学校ごとに申請書を分ける必要はあ

初めて申請する場合は「新規」、昨年度申請していた場合は「継続」、申請後変更のあった場合は「変更」に○してください。

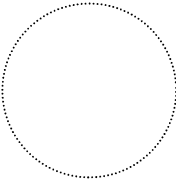
世帯状況 (年齢順に記入してください)	ふりがな 氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	令和7年の学校・学	申請理由 (該当する番号に○印) 1 生活保護の受給 2 生活保護の停止または廃止 3 児童扶養手当の受給 4 生活福祉資金の貸付 5 雇用保険の失業給付 6 経済的に就学困難の状態 7 特別な事情
				学校 学年	
				学校 学年	
※該当する場合はどちらかに○をしてください 父・母が世帯責任をとり親					
申 請 者	この申請の審査に際し、私及び私の属する世帯員の住民基本台帳とに同意します。なお、これらを調査・確認されることについて 令和 年 月 日				ゆうちょ銀行の場合は、漢数字三桁の店名を記入してください。
	住所				
	保護者氏名				
	電話番号 () -				
委 任	(町立学校) 認定後は、学校給食費に係る就学援助費の請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の件、復代理人選任の件を校長又は教育長に委任します。また就学援助費に係る利子については放棄します。なお、徴収金を納めた場合は、相当する就学援助費を右の口座に振り込んでください。 (町立学校以外) 府中町から私に支払われる支払金を、右のとおり口座振込してください。				フリガナ 口座名義人 口座番号 普通預金

※教育委員会処理

需要額 (4～6月)	教育委員会処理欄は記入しないでください。	・ 不 認 定
需要額 (7～3月)		・ 不 認 定

- (注) 1 「世帯状況」の欄には、児童・生徒と生計を一にする者全員について記入してください。
2 「教育委員会処理」の欄には、記入しないでください。

令和7年度 就学援助費申請書（兼世帯票）（新規・継続・変更）



（あて先）府中町教育委員会教育長

次の理由により就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入のうえ、証明書類を添えて申請します。

※太枠の中をボールペンで記入してください。（学校ごとに申請書を分ける必要はありません）

世帯状況 (年齢順に記入してください)	ふりがな 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和7年度の学校・学年	直近2年間で府中町以外に居住していた場合、市町村名を記入	申請理由 (該当する番号に○印) 1 生活保護の受給 2 生活保護の停止または廃止 3 児童扶養手当の受給 4 生活福祉資金の貸付 5 雇用保険の失業給付 6 経済的に就学困難の状態 7 特別な事情
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
			昭平令 . .	学校 学年		
※該当する場合はどちらかに○をしてください 父・母が単身赴任 ひとり親						
申請者	この申請の審査に際し、私及び私の属する世帯員の住民基本台帳及び町県民税課税台帳を調査・確認されることに同意します。なお、これらを調査・確認されることについては私の属する世帯員の承諾を得ています。 令和 年 月 日					
	住所					
	保護者氏名				左記申請者名義の口座に限ります 銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所	
電話番号 () -						
委任	(町立学校) 認定後は、学校給食費に係る就学援助費の請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の件、復代理人選任の件を校長又は教育長に委任します。また就学援助費に係る利子については放棄します。なお、徴収金を納めた場合は、相当する就学援助費を右の口座に振り込んでください。 (町立学校以外) 府中町から私に支払われる支払金を、右のとおり口座振込してください。				フリガナ 口座名義人	
					口座番号 普通預金	

※教育委員会処理

需要額 (4～6月)	円	所得額	円	認定・不認定
需要額 (7～3月)	円	所得額	円	認定・不認定

(注) 1 「世帯状況」の欄には、児童・生徒と生計を一にする者全員について記入してください。

2 「教育委員会処理」の欄には、記入しないでください。